

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III-2 財務の健全性等	III-2 財務の健全性等
III-2-1 自己資本の充実	III-2-1 自己資本の充実
III-2-1-1 自己資本の適切性（資本の質）	III-2-1-1-1 自己資本の適切性（資本の質）
III-2-1-1-1-1 意義 (略)	III-2-1-1-1-1 意義 (略)
III-2-1-1-1-2 主な着眼点	III-2-1-1-1-2 主な着眼点
III-2-1-1-2-1 取締役及び取締役会 (1)～(4) (略) (新設)	III-2-1-1-2-1 取締役及び取締役会 (1)～(4) (略) <u>(5) 国際統一基準行については、取締役及び取締役会は、資本計画の策定に当たり、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月）（以下「バーゼルⅢ」という。）及びバーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」（2011年7月）（以下これらの文書を含むバーゼル銀行監督委員会における合意を「バーゼル合意」と総称する。）に従い、平成28年以降に段階的に積立てが求められる資本バッファーを十分に勘案しているか。</u>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-2-1-1-2-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>III-2-1-1-2-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国際統一基準行については、バーゼル合意の趣旨を踏まえて「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」</u>（以下「告示」という。）により、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、国際統一基準行が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</p> <p>① <u>普通株式等 Tier 1 資本は、普通株式に係る株主資本を中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通株式等 Tier 1 資本の主要な部分を占めているか。普通株式等 Tier 1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通株式等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。</u></p> <p>② <u>普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</u></p> <p>③ <u>普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を告示上の普通株式として発行する場合には、議決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>し、告示に定める要件を全て満たすものとなっているか。</p> <p>④ 銀行がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該銀行の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</p> <p>⑤ 資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれる場合には、現物出資財産の価額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。</p> <p>(2－2) 国内基準行については、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) 繰延税金資産</p> <p>自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p>
III－2－1－1－2－3 十分な自己資本維持の方策 (略)	<p>自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) 國際統一基準行については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの自己資本比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下「レバレッジ比率」という。）を四半期ごとに計算しているか。</p> <p>III－2－1－1－2－3 十分な自己資本維持の方策 (略)</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-2-1-1-3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>① 半期毎の決算ヒアリングにおいて、自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関する情報開示の内容を確認する。</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>III-2-1-1-3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>① 半期毎の決算ヒアリングにおいて、自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関する情報開示の内容を確認する。<u>また、国際統一基準行については、当該決算ヒアリングにおいて、直近の連続する二つの四半期のレバレッジ比率も確認する。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(2) 国際統一基準行の資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</u></p> <p><u>国際統一基準行の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</u></p> <p><u>① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性</u></p> <p><u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ若しくは劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ. その他 Tier 1 資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものとするために、その他 Tier 1 資本調達手段のうち会社法上の株式に該当しないものについては、当該その他 Tier 1 資本調達手段及びこれと同順位の利息の受領権を有する当該銀行の他の資本調達手段に係る利息の支払額並びに当該銀行の株式に係る剰余金の配当額（剰余金の額から減じられている額を除く。）の合計額が、当該資本調達手段に係る利息の支払を行う日における会社法の規定に基づき算定された分配可能額を超えない旨の契約内容になっているか。</u></p> <p><u>(注) なお、銀行は、その株式（その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当するものを含む。）に対する剰余金の配当額の決定に際し、その他 Tier 1 資本調達手段のうち会社法上の株式に該当しないものに係る利息の支払額につき、その調達スキームの特性を勘案の上、会社法の規定に基づき算定される当該銀行の分配可能額の計算において実質的に考慮すべきことに留意する。</u></p> <p><u>ロ. 告示第 6 条第 4 項第 5 号に従い償還に関する契約内容を定める場合、かかる銀行の任意（オプション）による償還についての事前確認に当たっては、告示及び下記（3）に留意するものとする。</u></p> <p><u>ハ. その他 Tier 1 資本調達手段が、告示第 6 条第 4 項第 11 号の負債性資本調達手段に該当する場合、連結普通株式等 Tier 1 比率が一定の水準（以下「ゴーイング・コンサーン水準」という。）を下回ったときに連結普通株式等 Tier 1 比率が当該水準を上回るために必要</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていることが必要となるが、当該その他 Tier 1 資本調達手段に係る特約は、以下の内容を全て満たしているか。</p> <p>なお、当該その他 Tier 1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額は、その元本の全額につき元本の削減等が生じたと仮定した場合に少なくとも生じると合理的に考えられる連結普通株式等 Tier 1 資本の額に限られることに留意する。</p> <p>a. ゴーイング・コンサーン水準として、連結普通株式等 Tier 1 比率で 5.125% 以上の水準が定められているか。なお、ゴーイング・コンサーン水準を下回ったか否かの判断は次の連結普通株式等 Tier 1 比率によるものとし、銀行は、連結普通株式等 Tier 1 比率がゴーイング・コンサーン水準を下回ったことにより元本の削減等が生じる場合、直ちにその旨の公表及び保有者に対する通知を行う内容になっているか。</p> <p>( i ) 決算状況表（中間期にあっては中間決算状況表）により報告された連結普通株式等 Tier 1 比率</p> <p>( ii ) 業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）により報告された連結普通株式等 Tier 1 比率</p> <p>( iii ) 法令又は金融商品取引所の規則に基づき連結普通株式等 Tier 1 比率を公表している場合には、これにより報告された連結普通株式等 Tier 1 比率</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(iv) 上記（i）から（iii）までの報告がされた時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された連結普通株式等 Tier 1 比率</u></p> <p><u>ただし、上記（i）から（iii）までの報告によって当該銀行の連結普通株式等 Tier 1 比率が報告されるまでの間に、元本の削減等がなくても連結普通株式等 Tier 1 比率につきゴーイング・コンサーン水準を上回らせるものとするために合理的と認められる計画が銀行から当局に提出され、当局の承認が得られた場合には、元本の削減等の効果を生じさせないことができるものとする。</u></p> <p><u>（注）なお、単体自己資本比率におけるその他 Tier 1 資本調達手段の要件を満たすためには、告示第 18 条第 4 項第 11 号のゴーイング・コンサーン水準として単体普通株式等 Tier 1 比率で 5.125% 以上の水準が定められていることが必要となる。</u></p> <p><u>b. 元本の削減に係る特約が定められている場合、以下の事項を全て満たしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 元本の削減が行われる場合、当該削減がなされる部分に係る残余財産の分配請求権の額又は元本金額、償還金額及び剰余金の配当額又は利息の支払額が減少するものであること。</u></li> <li><u>・ 元本の削減が行われた後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された部分の元本の全部又は一部の回復が可能な内容とする場合には、当該元本の回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通株式等 Tier 1 比率が維持されることが、その条件に含まれていること。</u></li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>c. 普通株式への転換に係る特約が定められている場合、以下の事項を全て満たしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に、普通株式への転換が必要な額その他の転換に関する事項を確定の上、適用ある法令に従い、直ちに当該必要な額又はその全額のその他 Tier 1 資本調達手段が普通株式に転換されるものであること。</u></li> <li><u>・ ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に発行又は交付される普通株式が定款の発行可能株式総数を上回ることのないように、適切な転換下限価額が設定されており、かつ、定款において必要な発行可能株式総数が確保されていること。</u></li> </ul> <p><u>二. 告示第6条第4項第15号本文等に従い、元本の削減等又は公的機関による資金援助がなければ銀行が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011年1月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。</u></p> <p><u>a. 実質破綻事由が発生した場合に銀行の普通株式への転換がなされる内容である場合には、実質破綻事由が発生した際に、適用ある法令に従い直ちにその保有者に対して当該銀行の普通株式が交付されるために必要な事前の手續が全て履践されていること。なお、公的機関による資金の援助その他これに類する措置が必要と</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>認められる場合においては、かかる普通株式の交付は、これらの措置が実施される前に行われなければならない。</u></p> <p><u>b. 銀行の海外子会社（告示第6条第3項に規定する特別目的会社等（以下「特別目的会社等」という。）を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を当該銀行の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通株式に代えて、当該銀行の普通株式を当該資本調達手段の保有者に交付することを妨げない。</u></p> <p><u>なお、告示第6条第4項第15号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められない場合には、法令の規定に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、当該銀行に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>ホ. 銀行が特別目的会社等を通じてその他 Tier 1 資本調達手段の発行を行う場合、当該特別目的会社等が発行する資本調達手段及びその</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>発行代り金を利用するため発行される資本調達手段の双方について、上記イ. からニ. までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記二. の判断に際しては、当該資本調達手段における実質破綻事由として、その親法人等である銀行の実質破綻事由が定められなければならない。</u></p> <p><b>② Tier 2 資本調達手段としての適格性</b></p> <p><u>銀行が発行する Tier 2 資本に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後ローンによる借入れ若しくは劣後債の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>イ. <u>劣後債権者の支払請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる内容となっているか。</u></p> <p>ロ. <u>上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払を無効と</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>する契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>ハ. 告示第7条第4項第5号に従い償還等に関する契約内容を定める場合、かかる銀行の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、告示及び下記(3)に留意するものとする。</u></p> <p><u>二. 告示第7条第4項第10号等に定める特約その他の定めを付す場合、上記(2)①ニ. に記載された点に留意するものとする。</u></p> <p><u>ホ. 銀行が特別目的会社等を通じて Tier 2 資本調達手段の発行を行う場合には、当該特別目的会社が発行する資本調達手段及びその発行代り金を利用するためには、上記(2)①イ. からニ. まで又は上記②イ. からニ. までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性又は Tier 2 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記(2)①ニ. 又は上記②ニ. の判断に際しては、当該資本調達手段における実質破綻事由として、その親法人等である銀行の実質破綻事由が定められなければならない。</u></p> <p><u>③ 適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段としての適格性</u></p> <p><u>銀行が平成25年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当しないものについて、自己資本比率規制上の適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、下記(2-2)に準じて行うことにして留意するものとする。</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</u></p> <p>自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」（以下「<u>告示</u>」という。）並びにバーゼル合意及び「<u>自己資本の基本的項目(Tier I)</u>としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① Tier II 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）  <u>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借</u>  （以下「<u>劣後ローン</u>」という。）による借入れ又は劣後特約付社債  （以下「<u>劣後債</u>」という。）の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示<u>第 6 条第 1 項第 4 号</u>に該当するものとして発行する場合は、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己</p>	<p><u>(2-2) 国内基準行の資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</u></p> <p><u>国内基準行の自己資本の充実度の評価</u>に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、<u>告示並びにバーゼル合意</u>（バーゼルⅢを除く。以下この（2-2）において同じ。）及び「<u>自己資本の基本的項目(Tier I)</u>としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① Tier II 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）  <u>劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行の届出</u>があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示<u>第 29 条第 1 項第 4 号</u>に該当するものとして発行する場合は、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）</p> <p>ハ. 告示第 5 条第 3 項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</p> <p>二. (略)</p> <p>ホ. 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか（海外特別目的会社の発行する優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より劣後債務の発行等が行われている場合の当該優先出資証券の償還についても同じ。）。なお、事前承認に当たっては、告示及び下記（3）に留意するものとする。</p> <p>ヘ. ステップ・アップ金利等を上乗せする特約等を付す資本調達手段について、告示第 6 条第 3 項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>　a. ~ c. (略)</p> <p>② Tier I 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先</p>	<p>資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）</p> <p>ハ. 告示第 28 条第 3 項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</p> <p>二. (略)</p> <p>ホ. 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか（海外特別目的会社の発行する優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より劣後債務の発行等が行われている場合の当該優先出資証券の償還についても同じ。）。なお、事前承認に当たっては、告示及び下記（3－2）に留意するものとする。</p> <p>ヘ. ステップ・アップ金利等を上乗せする特約等を付す資本調達手段について、告示第 29 条第 3 項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>　a. ~ c. (略)</p> <p>② Tier I 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 告示<u>第5条第3項</u>に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">a. ~ d. (略)</p> <p>ロ. 告示<u>第5条第2項</u>に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示<u>第5条第2項</u>に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p style="padding-left: 2em;">a. ~ d. (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 告示<u>第28条第3項</u>に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">a. ~ d. (略)</p> <p>ロ. 告示<u>第28条第2項</u>に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示<u>第28条第2項</u>に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p style="padding-left: 2em;">a. ~ d. (略)</p> <p><u>(3) 国際統一基準行についての銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認</u></p> <p>① 施行規則<u>第35条第1項第23号</u>に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を銀</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>行に回金するためのものである場合を含む。) 又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持されるかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>② その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、銀行が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</p> <p>ロ. 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還等への期待</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認</p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>② 告示第 5 条第 4 項第 2 号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第 6 条第 2 項第 2 号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」</p>	<p><u>に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる銀行の金利負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。</u></p> <p><u>ハ. 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が、当該銀行の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</u></p> <p><u>(3-2) 国内基準行についての期限前償還等の届出受理に際しての確認</u></p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>② 告示第 28 条第 4 項第 2 号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第 29 条第 2 項第 2 号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うと</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p> <p>（注）海外特別目的会社の発行する優先出資証券の償還を行うために資本調達（再調達）を行うときに、当該資本調達が償還日よりも前に行われる場合には、当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする。</p> <p>（4）自己資本の質の維持・資本政策の確認</p> <p>資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。</p> <p>イ. （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ. 今後の資本政策の予定（海外優先出資証券等による代替調達計画を含む。）</p> <p>（注）なお、増資（海外優先出資証券の発行を含む。）のコンプライアンスについては、III-3-1-5を参照。</p> <p>（5）・（6）（略）</p>	<p>き」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p> <p>（注）海外特別目的会社の発行する優先出資証券の償還を行うために資本調達（再調達）を行うときに、当該資本調達が償還日よりも前に行われる場合には、当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする。</p> <p>（4）自己資本の質の維持・資本政策の確認</p> <p>資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（<u>その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段又は</u>基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. <u>払込みが金銭以外の財産によってなされる場合には、当該財産の価額算定の適切性</u></p> <p>ハ. 今後の資本政策の予定（代替調達計画を含む。）</p> <p>（注）なお、増資（<u>その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段又は</u>海外優先出資証券の発行を含む。）のコンプライアンスについては、III-3-1-5を参照。</p> <p>（5）・（6）（略）</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>III-2-1-2-1 意義 (略)</p> <p>III-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) 自己資本比率の算定に関する外部監査(<u>『自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針』に基づき実施する場合の当面の取扱い』</u>(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。 (新設)</p>	<p>III-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>III-2-1-2-1 意義 (略)</p> <p>III-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) 自己資本比率の算定に関する外部監査(<u>「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」</u>(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) <u>国際統一基準行についての「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」控除のためのチェック</u> <u>金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、銀行及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、告示第8条第4項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のようないふたつの場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p>イ. <u>銀行又は連結子法人等が、平成 9 年 7 月 31 日以降、我が国の預金取扱い金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該預金取扱い金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預金取扱い金融機関も銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u></p> <p>ロ. <u>銀行又は連結子法人等が、平成 22 年 12 月 17 日以降、他の金融機関等（我が国の預金取扱い金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u></p> <p>※ <u>したがって、他の金融機関等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約する場合は、意図的持合に該当する。</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 「意図的な保有」について</p> <p>① 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第8条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下ののような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>イ. □. (略)</p> <p>②・③ (略)</p>	<p><u>として資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。</u></p> <p>(2—2) 国内基準行についての「意図的な保有」について</p> <p>① 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意<u>（バーゼルⅢを除く。）</u>における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第31条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下ののような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>イ. □. (略)</p> <p>②・③ (略)</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(中略)	(中略)
III-2-3 リスク管理	III-2-3 リスク管理
III-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 (略)	III-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 (略)
III-2-3-2 信用リスク管理	III-2-3-2 信用リスク管理
III-2-3-2-1 信用リスク管理・総論 (略)	III-2-3-2-1 信用リスク管理・総論 (略)
III-2-3-2-2 大口与信管理 (略)	III-2-3-2-2 大口与信管理 (略)
III-2-3-2-3 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） (略)	III-2-3-2-3 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） (略)
III-2-3-2-4 カントリーリスク管理 (略)	III-2-3-2-4 カントリーリスク管理 (略)

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>III-2-3-2-5 信用リスク削減手法</u></p> <p><u>III-2-3-2-5-1 意義</u></p> <p>告示第5節に規定する信用リスク削減手法は、一般的に、信用リスクを大きく削減することから、効果的なリスク管理手段として活用されている。一方で、当該信用リスク削減の枠組みにおいて、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の活用を含め、潜在的な規制裁定行為のおそれがある。</p> <p>特に、損益計算において、保証に伴う損失と費用の認識を遅らせるとともに、名目的なリスクの移転によって、保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを低減することで、自己資本比率計算上の利益を直ちに享受するような取引について規制裁定行為が認められる。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料その他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引（以下「高コスト信用保証取引」という。）についてこうした行為が認められる。こうした高コスト信用保証取引は、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本額計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りするという問題を有しているといえる。</p> <p><u>III-2-3-2-5-2 主な着眼点</u></p> <p>(1) 上記の問題を踏まえ、告示第5節に規定する保証及びクレジット・デリバティブ（以下「信用保証取引」という。）を用いた信用リスク削減手法を評価するに当たり、銀行自身は以下の点を考慮すべきであり、ま</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>た、当局は以下の点を踏まえ、信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断する。</u></p> <p>① <u>自己資本比率の計算上、まだ認識されていないプレミアムや支払費用の現在価値と、様々なストレスシナリオの下で生じ得る保証対象となるエクスポージャーの期待損失の比較</u></p> <p>② <u>市場価格に対する取引価格の比較（金銭以外で支払われるプレミアムについても適切に勘案することを含む。）</u></p> <p>③ <u>保証購入者によるプレミアム等の支払いのタイミング（保証購入者による保証対象エクスポージャーに対する引当てや減損のタイミングと、保証提供者による保証金支払のタイミングの潜在的な違いを含む。）</u></p> <p>④ <u>潜在的な将来損失が発生し得るタイミングと信用保証の可能性の高いデュレーションとの関係を評価するための、将来の保証金支払日の分析</u></p> <p>⑤ <u>保証購入者の保証提供者に対する依存度の増加と、保証提供者による支払義務の履行能力の低下が同時に起こり得るような特定の状況に係る分析</u></p> <p>⑥ <u>保証購入者がその収益、資本及び財務状況等を踏まえ、適切にプレミアムの支払を行うことが可能であるか否かの分析</u></p> <p>⑦ <u>保証取引の合理性や当該保証取引に伴う将来的な費用及び便益に係る保証購入者による分析内容を記した内部の記録の分析</u></p> <p><u>(2) 当局はまた、以下のような特徴を持つ信用保証取引について、より一層の注意を払う。</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>① <u>保証対象エクスポージャーの額と比較して支払いプレミアムが高額な取引。例えば、保証に伴う費用の合計額が保証対象エクスポージャーの額と等しくなる又は超過するような取引や、保証対象エクスポージャーの価格変動やパフォーマンスに応じ、保証提供者が保証購入者にリベートという形で支払プレミアムを一部払い戻すことにより、結果として過大なプレミアムの支払となっているような取引。</u></p> <p>② <u>保証対象エクスポージャーが時価評価されておらず、当該保証対象エクスポージャーに係る損失が損益計算を通じて認識されない取引。</u></p> <p>③ <u>信用保証取引の結果として、リスク・ウェイトや規制資本の額が大幅に低下するような取引。例えば、信用保証の対象となるエクスポージャーに対するリスク・ウェイトが150%を超えるような場合。</u></p> <p>④ <u>保証に対するプレミアムの支払いが保証対象のエクスポージャー額と比例関係にない取引。例えば、保証対象エクスポージャーの減損やデフォルトの有無にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている取引や、前払プレミアムや保証終了時に支払われる予定のプレミアムが損益計算を通じて費用として認識されない取引。</u></p> <p>⑤ <u>信用リスク削減に係る費用の合計額を増加させるような取引。例えば、保証購入者にとって高コストな取引、保証提供者に対する追加担保提供義務を負う取引、取引満期時に追加的な支払いを行わなければならない取引、保証購入者が取引を途中で解約する権利を有する取引及び事前に定めた価額で将来のある時点において取引を中断することにつき保証提供者と保証購入者の間で予め合意している取引。</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>III-2-3-2-5</u> 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (略)  (中略)	<u>III-2-3-2-6</u> 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (略)  (中略)
<u>III-2-3-3</u> 市場リスク管理 (略)	<u>III-2-3-3</u> 市場リスク管理 (略)
<u>III-2-3-3-1</u> 意義 (略)	<u>III-2-3-3-1</u> 意義 (略)
<u>III-2-3-3-2</u> 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理  証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（自行でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。  ①商品の適切な価格評価  市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。）	<u>III-2-3-3-2</u> 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理  証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（自行でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。  ①商品の適切な価格評価  市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。）

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略) (新設)</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>二. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</u></p> <p>②～④ (略)</p>
<p>III-2-3-3-3 監督手法・対応 (略)</p>	<p>III-2-3-3-3 監督手法・対応 (略)</p>
<p>III-2-3-4 流動性リスク管理</p>	<p>III-2-3-4 流動性リスク管理</p>
<p>III-2-3-4-1 意義 (略)</p>	<p>III-2-3-4-1 意義 (略)</p>
<p>III-2-3-4-2 主な着眼点 (1) (略) (新設)</p>	<p>III-2-3-4-2 主な着眼点 (1) (略)</p> <p><u>(2) 国際統一基準行においては、取締役会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼル III: 流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成27年又は平成30年から適用されることに向けた体制の整備を検討しているか。</u></p>
<p><u>(2) ~ (4) (略)</u></p>	<p><u>(3) ~ (5) (略)</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III-2-3-5 報酬体系の留意点等 (略)	III-2-3-5 報酬体系の留意点等 (略)
III-3 業務の適切性等	III-3 業務の適切性等
III-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）	III-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）
III-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応 (略)	III-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応 (略)
III-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応 (略)	III-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応 (略)
III-3-1-3 組織犯罪等への対応 (略)	III-3-1-3 組織犯罪等への対応 (略)
III-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止 (略)	III-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止 (略)
III-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス	III-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-3-1-5-1 意義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) また、告示第5条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする（注3）。</p> <p>（注3） 資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. (略)</li> <li>ロ. 優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後6か月間の事後点検を含む。）</li> </ul> <p>III-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求ることとする。</p>	<p>III-3-1-5-1 意義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) また、告示第6条第4項若しくは第7条第4項等に定める国際統一基準又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は告示第28条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、具体的な事情に応じて適宜、読み替えて対応するものとする（注3）。</p> <p>（注3） 資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. (略)</li> <li>ロ. 当該その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後6か月間の事後点検を含む。）</li> </ul> <p>III-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求ることとする。</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注1) 優先出資証券については、施行規則第35条第1項第22号に定める届出	(注1) <u>負債性のその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は優先出資証券</u> については、施行規則第35条第1項第22号に定める届出
(注2) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本的な経営姿勢</li> <li>② 資本充実の原則の遵守等</li> <li>③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止</li> <li>④ 適正なディスクロージャーの確保</li> <li>⑤ 商品性の適切な説明等</li> <li>⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</li> </ul>	(注2) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本的な経営姿勢</li> <li>② 資本充実の原則の遵守等</li> <li>③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止</li> <li>④ 適正なディスクロージャーの確保</li> <li>⑤ 商品性の適切な説明等</li> <li>⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</li> </ul>
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
III-3-1-6 不適切な取引等 (略)	III-3-1-6 不適切な取引等 (略)
(以下略)	(以下略)